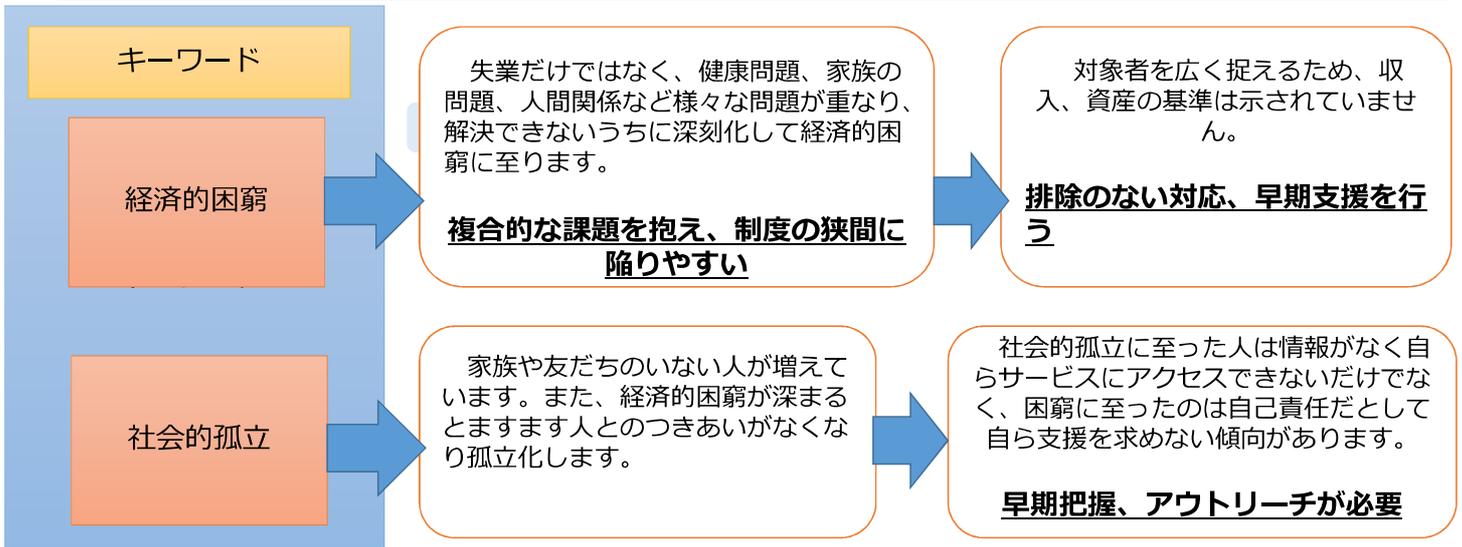


生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業の違いについて

1 「生活困窮者」とは

○ 生活困窮者自立支援法第3条（定義）

「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」



2 「生活困窮者支援の考え方」とは

○ 生活困窮者自立支援法第2条（基本理念）

- 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

生活困窮者の尊厳の保持

- 自分で自分の人生を選択できる力をつけられるように支援する
- 経済的不安の解消とともに、健康の保持、地域社会とのつながりを作る

生活困窮者支援を通じた地域づくり

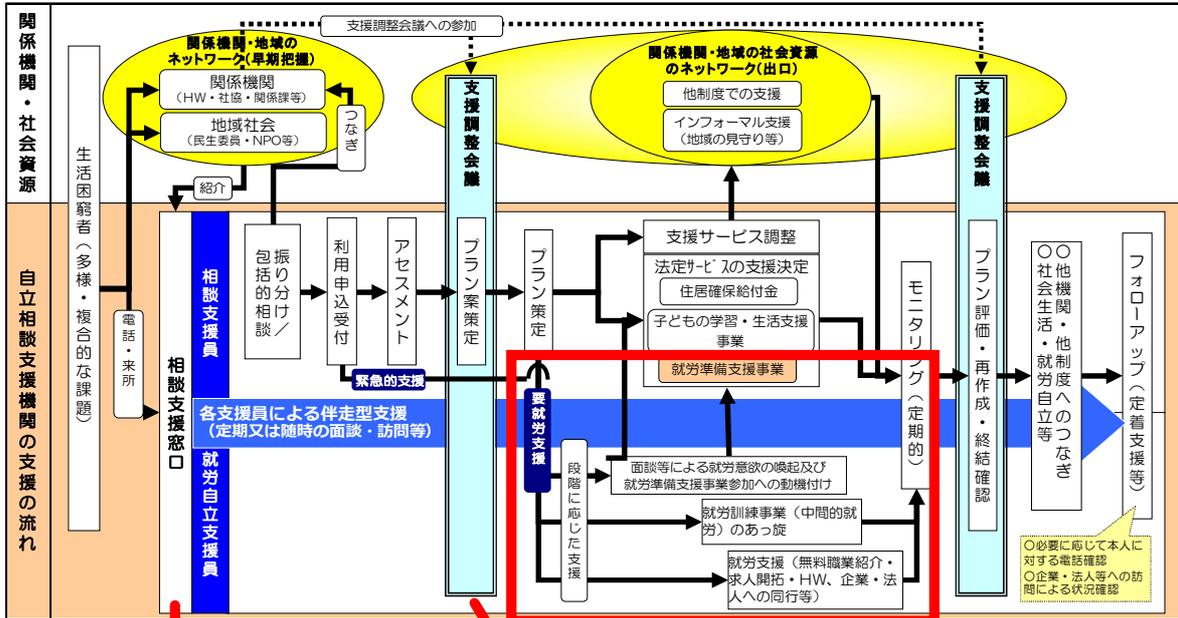
- 公民問わず関係機関が一体となって支援する
- その人の支援をきっかけに、地域の人が生活困窮に至らないようなまちづくりを考える

(生活困窮者自立支援制度と重層的支援体制整備事業の支援の比較)

サポートセンターにおける支援の流れについて

生活困窮者自立相談支援事業の支援フロー

自立相談支援窓口では、相談ケースの支援を一手に担うのではなく、生活困窮者に寄り添いながら、庁内外の関係機関の支援が支援計画（プラン）に基づき適切に提供されるよう総合調整を行いながら、課題の解決に向けて支援を行う。



重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）

